

2020年4月10日

お取引先各位

新型コロナウイルス感染症対策について

株式会社京葉興業

弊社においては、政府による基本的対処方針及び環境省通知に基づき、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業の継続を図るため危機対策本部を設置し、従業員の感染防止や安全確保を踏まえ行動細目を策定しました。

その取り組み（一部抜粋）についてお知らせいたします。

(A) 予防措置

各事業所で飛沫感染・接触感染の予防の徹底、環境消毒の徹底を行い、安全確保に努めて参ります。

現業員（運転手、作業員、処理施設職員）を含め全従業員は、出勤前の検温を徹底し、発熱や体調不良が生じたときは休務し、かかりつけ医の診断を受けます。

(B) 感染者が判明した場合の対応

- ① ただちに所管の保健所に報告の上その指導のもと、濃厚接触者や健康観察対象者の特定、感染者の行動履歴の調査およびそれに応じた当該事業所の消毒、一時閉鎖の要否の検討等を実施いたします。
- ② 当社はお取引様、従業員とその家族の安全を優先としてそれらを誠実に実行してまいります。
- ③ 感染者による感染拡大防止に必要な情報の提供に際し、従業員のプライバシー保護のため、感染者の氏名は公表致しません。

(C) 事業縮小

・収集運搬・作業及び処理施設

従業員の健康管理及び安全確保に努め、可能な配車台数・清掃作業や処理施設の受入態勢を確保して稼働します。

・事務手続きの遅延が生じる恐れがありますが、可能な限り回避するよう努力します。

(D) 事業閉鎖

・従業員の感染が連鎖した場合は、事業所や処理施設は閉鎖せざるを得ません。

その場合、保健所の指導のもと、再開に向けての必要な対策を施してまいります。

※万一、感染者や発生した事業所の運営は、保健所の指導を受けて業務の再開となります。

以上